

徳島県事業承継支援費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、本県経済の持続的な発展を図ることを目的に、県内小規模企業者に蓄積された優れた技術やノウハウを次世代に引き継ぎ、安定的な雇用を確保するとともに有用な経営資源の散逸を防ぐため、県内小規模企業者の円滑な事業承継に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) M&A

事業譲渡、株式譲渡により第三者に経営権を移転することをいう。

(2) 支援機関

別表1に定める機関をいう。

(3) 専門事業者

税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介事業者及び金融機関など、事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する小規模企業者であること。

(2) 県内に事業所を置く法人、個人事業主又は承継予定の役員若しくは従業員であること。

(3) 譲受側は引き続き県内で事業を営む者

(4) 県税の未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象とならないものとする。

(1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を、同一の中小企業者以外の者であって事業を営む者（以下「大企業」という。）が所有している者

(2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業又は第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

- (5) フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者
- (6) その他知事が不相当と認める者

(補助事業及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支援機関の支援を受けた事業とし、補助事業の区分、対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。ただし、国その他から補助金の交付その他これに類する助成を受け、又は受けようとする事業は補助事業から除くものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事が定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 支援機関による証明書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

2 申請者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知に際して、必要な要件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の後に補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手とは、補助事業に係る契約の締結をいう。

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更は除く。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更しようとする場合。ただし、対象経費相互間において対象経費の合計額の20パーセント以内の変更は除く。

2 知事は、前項の規定による承認をしようとする場合において、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は第9条の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 事業承継計画の策定委託料の補助金を申請の場合、補助事業者は事業承継計画書を知事に提出しなければならない。

3 親族・従業員等への事業承継の補助事業者は、事業承継の補助事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度における事業承継の取組状況について、翌年度の4月10日までに親族・従業員等への事業承継取組状況報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。ただし、事業承継の完了報告をした場合はこの限りではない。

4 M&Aの補助事業者は、M&Aの補助事業を完了した日の属する年度以降3年間、各年度におけるM&Aの取組状況について、翌年度の4月10日までにM&A取組状況報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。ただし、M&Aの最終合意契約書の締結を報告した後はこの限りではない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第10条第1項の規定による報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額の確定を行い、補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払を受け

ようとするときは、請求書（様式第10号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いにより交付する。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）不正に補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱若しくは規則の規定又はこれらに基づく知事の指示に違反したとき。
- （3）補助事業の内容が、この要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき。
- （4）交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命じるものとする。

（証拠書類等の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければならない。

（その他）

第15条 規則及び要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

支援機関
公益財団法人とくしま産業振興機構
徳島県内に所在する商工会
徳島県内に所在する商工会議所
徳島県中小企業団体中央会
株式会社阿波銀行
株式会社徳島大正銀行
株式会社四国銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会
株式会社日本政策金融公庫徳島支店
株式会社商工組合中央金庫徳島支店
徳島県事業承継・引継ぎ支援センター
徳島県中小企業活性化協議会
徳島県よろず支援拠点
一般社団法人徳島県中小企業診断士会に属する個人
徳島弁護士会に属する個人
四国税理士会徳島県支部連合会に属する個人

別表 2 (第 4 条関係)

事業区分	対象経費	補助率等
①親族・従業員等への事業承継に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産・不動産の登記に係る書類作成費用 ・ 承継に係る専門家への委託費用 ・ 許認可の申請に係る費用 	補助対象経費の 2分の1以内 (上限30万円)
② M&A の仲介委託等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産・不動産の登記に係る書類作成費用 ・ M&Aに係る専門家への委託費用 ・ 許認可の申請に係る費用 ・ マッチングの登録手数料 ・ 着手金 ・ 廃業費用 	

- 注 1 申請があった場合の専門事業者に対する顧問料等は対象外とする。
- 2 個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用は対象外とする。
- 3 M&A等の成功時に支払う成功報酬に係る費用は対象外とする。
- 4 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金額に、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。